興部都市計画区域(興部町) (非線引き都市計画区域)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1)目標年次

この方針では、興部町都市計画区域(以下「本区域」という。)について、将来の姿 を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策 定する。

(2)範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

興部都市計画区域	市 町 名	範 囲	規模
	興 部 町	行政区域の一部	約 1,528 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、オホーツク連携地域の北西部に位置しており、入植者がオホーツク海の漁 場を求めて沙留地区に定住したのを始まりとし、その後、興部川などの流域を中心に定 住が広がり、市街地が形成されてきた。

産業については、オホーツク海などの豊かな自然環境を背景として酪農や漁業を基幹 産業として発展してきた。しかし、近年のモータリゼーションの進展等により、多くの 町民が就業や買い物などを町外に依存する傾向が強いことから、地元に人が集まる活力 のあるまちづくりを進めるために、商業機能を充実し、町民が集う街の拠点整備が必要 とされている。

さらに、人口の流出、高齢化の進行、それに伴うまちの活力の低下等、これらの流れ に的確に対応するまちづくりを進めることが求められている。

本区域では「"地域の誇り"未来の産業を育てる~ひと、まち、自然が調和するまち・ おこっぺ~」を将来のまちづくりの基本理念として、豊かな自然や美しい景観を守りつ つ、利便性と安全性の高い調和のとれたまちづくりを目指し、先進的に実施運営してい るバイオガスプラントをはじめとする環境に低負荷な循環型社会の形成を推進している。

今後は、安全・安心で暮らしやすく、都市の防災性の向上が図られ、資源循環が進ん だ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなま ちづくりに向けた都市づくりを進める。

Ⅱ. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおり である。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化 の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市 計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、 今後もこれらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用し たコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現 在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境 や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、 区域区分は定めないこととする。

Ⅲ、主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、興部川以南の3・3・1号大通(国道238号)と3・3・2号中央通(国道239号)の交差部を中心とし、各沿道に計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は、人口減少・少子高齢化の進行がさらに進むと予想され、 中心部の空洞化や空き店舗、空き家対策等が課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市 生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、 工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

・本区域の住宅地は、商業業務地周囲に配置し、今後とも既存用途地域内の未利用 地の活用を図り、住宅地としての環境を維持していく。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は旧興部駅北側の3・3・2中央通(国道239号)沿道に配置し 商業・娯楽・業務施設等が集積する商業拠点の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は市街地東側の3・3・1号大通(国道238号)の主要幹線沿道 に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業·流通業務地

・本区域の工業・流通業務地は、市街地東側の3・3・1大通(国道238号)沿道 に配置し各種工業施設が集積する工業地の形成を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

・居住者の年齢や世帯構成などに対応した住宅整備や移住者への対応など、多様な 住宅需要に対応した住環境の整備に努める。

② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

・興部神社周辺は、古くからの形態をそのままにとどめている地区であることから、 今後とも良好な緑地として維持に努めるとともに保全を図っていく。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

・本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が 実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象としない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

・溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区につい

ては、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止に努める。

- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている春日町地区については、災害防止の観点 から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づ き災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

・市街地周辺の豊富な森林は、環境維持のための緑地・治水・防災など公益的機能 を果たしていることから、今後とも他の計画とも調整を図りつつその維持・保全 を図っていく。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

・沙留地区では漁業集落の特性として、用途の混在が見られるが、社会基盤施設の 整備は完了しており今後も生活環境の維持を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1)交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備方針

本区域は、オホーツク連携地域の北西部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考える。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、 各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進める とともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通 体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内幹線道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通の ネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や 交通結節点の整備を進める。
- ・本区域の地域間の交流が重要であるとの考えに配慮し、便利で安全かつうるおいのある道路環境の形成に努める。

b 整備水準の目標

・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年)	令和 12 年 (2030 年)	
	(基準年)	(目標年)	
幹線街路網密度	3.42 km/km^2	3.42 km/km^2	

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

・3・3・1 号大通(国道 238 号)及び3・3・2 号中央通(国道 239 号)を都市の 骨格となる道路とする。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の建全 な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河 川

・自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備 に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

・下水道の普及率は、平成27年(2015年)で83.0%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の推進を図る。

イ 河 川

・興部川を主とする河川については、安全性の確保に努め、良好な水辺空間の 構築に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

・興部公共下水道については、下水管渠及びポンプ場を確保し、興部地区に処理 場を適切に配置する。

b 河 川

・興部川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合 的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺 空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

・下水道については、未整備地区の幹線管渠の整備を進めるとともに、老朽化した 下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を図る。

(3) その他の都市施設

・ごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏ま えて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都 市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1)基本方針

本区域における緑地の形態は、市街地の北部をオホーツク海に流下する興部川の 河川空間と市街地南北から包み込むように展開する丘陵樹林地を骨格とするくさび 型の形態を成しており良好な都市環境が形成されている。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び

その他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑のオープンスペースのネットワークを 形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行 い緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

- ① 緑地系統ごとの配置方針
 - a 環境保全系統
 - ・都市の骨格となる緑地として、興部総合公園及び興部川河川緑地を配置する。
 - b レクリエーション系統
 - ・日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園を各街区に、 近隣公園を各住区に配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対 処する緑地として、興部総合公園及び興部川河川緑地を配置する。
 - c 防災系統
 - ・災害時における避難地及び防災拠点として、興部総合公園等を配置する。
 - d 景観構成系統
 - ・郷土景観を形成する興部川河川緑地及び都市のシンボルとなる興部総合公園を 配置する。

② コンパクトなまちづくりに係る配置計画

・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。 また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現 する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置 する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

・都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、 都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定 を検討するとともに、各種計画を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や 特別緑地保全地区等の地域地区として、都市決定を行う。